

# 事務担当者会議資料

令和8年度事業計画等について

令和8年3月13日

## 広島東友健康保険組合の各保険料率及び負担割合

## 1. 一般保険料率

一般保険料率		変更なし	
負担割合	事業主	51/1,000	
	被保険者	43/1,000	
	計	94/1,000	
実施年月日		令和6年3月1日	

「1. 一般保険料率」については令和7年度と変更はありませんが、内訳の基本保険料率と特定保険料率の割合が変更となります。

(内訳)

基本保険料率		変更後	変更前
負担割合	事業主	30 / 1,000	29 / 1,000
	被保険者	25 / 1,000	24 / 1,000
	計	55 / 1,000	53 / 1,000
特定保険料率		変更後	変更後
負担割合	事業主	21 / 1,000	22 / 1,000
	被保険者	18 / 1,000	19 / 1,000
	計	39 / 1,000	41 / 1,000
実施年月日		令和8年3月1日	令和7年3月1日

一般保険料は、主に健康保険の給付を行う財源となる保険料ですが、高齢者の医療を支援する費用を賄うための財源にもなっています。高齢者に対して、どの程度支援を行っているかを分かりやすくするために、一般保険料は、「基本保険料」と「特定保険料」に区分されています。

「基本保険料」・・・医療費の支払いや保健事業などにあてる保険料

「特定保険料」・・・後期高齢者支援金や前期高齢者納付金などにあてる保険料

令和8年度の予算で見てみますと、当組合の一般保険料率94/1000のうち、39/1000が特定保険料率となり、皆さんから預かった保険料の約41パーセントが高齢者の支援に回ることとなります。

## 2. 調整保険料率

調整保険料率		変更なし	
負担割合	事業主	0.71/1,000	
	被保険者	0.59/1,000	
	計	1.30/1,000	
実施年月日		令和7年3月1日	

「2.調整保険料率」は、「協会けんぽ」にはない、健保組合独自の保険料になりますが、全国のすべての健康保険組合により、高額医療費の共同負担事業と、財政逼迫組合への助成事業を共同して行っており、この財源に充てるために各健康保険組合は調整保険料を拠出しております。

この保険料率は、基本調整保険料率1.3/1000に、その組合ごとの財政状況に応じた若干の増減率(修正率)を乗じて毎年決められますが、当組合の調整保険料率は、令和8年度も1.3/1000に決定されました。

高額医療費の共同負担事業というのは、一月当たりの医療費が200万円を超えるレセプトに対して、一定の交付率を掛けたものが、交付金として、該当組合に交付される仕組みのようになります。突発的に高額なレセプトが発生したときに健保組合同士で助け合う仕組みで、ちなみに、東友健保の令和6年度決算で見ますと、プラス700万円程度の収支となっております。

令和8年度より開始します

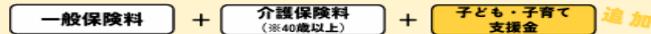
# 「子ども・子育て支援金制度」

## POINT 1 子ども・子育て支援金制度って何？

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連携のしくみです。

令和8年4月保険料（5月納付分）より

一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。



## POINT 2 納めた支援金は何に使われるの？

子ども・子育て支援金を財源として、こども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。加速化プランでは、わが国の少子化対策を促進するために児童手当の拡充等の給付の拡充などを行います。

- 妊婦のための支援給付（10万円相当の経済的支援）
- 出生後休業支援（育休給付率を手取り10割相当に）
- 育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）等

## POINT 3 どのくらい負担するの？

- 負担率（支援金率）は、令和8年度0.23%からスタートし、10年度には0.4%程度に段階的に上がることが想定されます。
- ただし、国が令和10年度の支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように右肩あがりに増え続けることはありません。

<各年度の支援納付金の総額>

※（）は支援金率

R 8年度	約6,000億円	(0.23%)
R 9年度	約8,000億円	
R 10年度	約1兆円	(約0.4%)
R 11年度以降	は約1兆円の範囲内で推移	

## 一人当たり負担額

※イメージ※

（標準報酬月額×支援金率＝毎月の負担額）

例）標準報酬月額が30万の場合〈令和8年度〉

$$30\text{万円} \times 0.23\% = 690\text{円/月}$$

会社と折半(原則)

事業主負担	345円	:	被保険者負担	345円
-------	------	---	--------	------

※賞与が支払われた際には、賞与からも徴収されます



※本リーフレットは、こども家庭庁・厚生労働省と内容を調整・確認のうえ作成しています。

## 3. 子ども・子育て支援金率

子ども・子育て支援金率		新 設	
負担割合	事業主	1.15/1,000	
	被保険者	1.15/1,000	
	計	2.30/1,000	
実施年月日		令和8年4月1日	

支援金率の設定にあたっては、厚生労働省の予算編成通知の中で次のように示されています。

**【支援金率】**

一律の支援金率は、国会における附帯決議の趣旨のとおり、すべての被用者保険に活用いただくものとして示されることから、その趣旨を踏まえ、適切に設定すること

**【負担割合】**

子ども・子育て支援金については、高齢者や企業を含む全世代・全経済主体が支援金を拠出する、新しい分かち合い・連帯の仕組みといった制度の趣旨を踏まえ、一律の支援金率と同様に、協会けんぽや共済組合と同じ負担割合とするため、原則折半で設定すること

4. 介護保険料率

介護保険料率		変更後	変更前
負担割合	事業主	8.7 / 1,000	9.2 / 1,000
	被保険者	7.3 / 1,000	7.8 / 1,000
	計	16.0 / 1,000	17.0 / 1,000
実施年月日		令和8年3月1日	令和6年3月1日

「4. 介護保険料率」については、令和8年度の介護納付金見込や準備金保有率等を考慮して、保険料率を、17/1000から16/1000へ引き下げることとしました。

参考

全国健康保険協会(協会けんぽ)の令和8年度保険料率等(労使折半)

健康保険料率(広島支部)	97.8 / 1,000
子ども・子育て支援金率(全国一律)	2.30 / 1,000
介護保険料率(全国一律)	16.2 / 1,000

令和8年度の保健事業(変更点)について

1. インフルエンザ予防接種補助事業

実施時期	令和8年度(変更点)	変更前
10月～1月	<p>【対象者】 被保険者及び被扶養者</p> <p>【補助額】 一人上限 <b>2,000円</b> ※13歳未満の被扶養者の場合 上限<b>2,000円</b>×2回分</p>	<p>【対象者】 被保険者及び被扶養者</p> <p>【補助額】 一人上限 <u>1,000円</u> ※13歳未満の被扶養者の場合 上限<u>1,000円</u>×2回分</p> <p>【R6実績】 8,742人</p>

2. 家族で取り組む「かぜ」と「むし歯」予防事業

実施時期	令和8年度(変更点)	変更前
11月～1月	<p>【対象者】 <b>2歳～7歳</b>の被扶養者</p> <p>【達成賞】 <b>1,000円分</b>の図書券</p>	<p>【対象者】 <u>3歳～6歳</u>の被扶養者</p> <p>【達成賞】 <u>500円分</u>の図書券</p> <p>【R6実績】 1,256人</p>

3. 健康づくり対策補助事業

実施時期	令和8年度(変更点)	変更前
年間	<p>【対象者】 全事業所</p> <p>【補助額】 事業所規模に応じた基本額 1事業所70,000円～600,000円 被保険者数に応じた額 被保険者一人あたり600円</p>	<p>【対象者】 全事業所</p> <p>【補助額】 事業所規模に応じた基本額 1事業所70,000円～600,000円 被保険者数に応じた額 被保険者一人あたり300円</p>

4. 禁煙プログラムの導入及び費用補助事業

実施時期	令和8年度(変更点)	変更前
年間	<p>【対象者】 <u>希望者の手上げ方式</u> <u>(特定保健指導対象者に限らない)</u></p> <p>【補助額】 禁煙外来の費用補助 上限1万円(プログラム終了者に限る)</p>	<p>【対象者】 特定保健指導対象者</p> <p>【補助額】 禁煙外来の費用補助 上限1万円(プログラム終了者に限る)</p>

5. 家庭用常備薬の斡旋・一部補助事業

実施時期	令和8年度(変更点)	変更前
年2回	<p>【対象者】 被保険者</p> <p>【補助額】 <u>家庭用常備薬斡旋医薬品のうち、セルフメディケーション対応の医薬品購入に対して、金額の30%を補助</u></p>	<p>【対象者】 被保険者</p> <p>【補助額】 なし(斡旋のみ)</p>

健康保険組合連合会 「3つのお願い」「4つの約束」



# 当組合の財政状況等について

# 11

(単位:円)

		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 (決算見込)	R8年度 (予算)
① 平均被保険者数(人)		17,465	17,640	18,043	17,951	17,951
② 一般保険料率(※調整保険料含まず)		90/1000	90/1000	94/1000	94/1000	94/1000
被 保 険 者 一 人 当 た り	③ 保険料収入(※調整保険料含まず)	455,564	471,367	503,901	513,317	522,475
	④ 前年度からの繰越金	48,669	29,378	37,643	46,087	33,127
	⑤ 別途積立金からの繰入	11,858	45,139	0	0	0
	⑥ 国庫補助金収入	7,689	11,165	8,228	6,092	56
	⑦ 【主な収入計(③+④+⑤+⑥)】	523,780	557,049	549,772	565,496	555,658
	⑧ 事務費	5,727	5,032	4,823	5,254	5,980
	⑨ 保険給付費(付加給付費含む)	258,025	272,735	260,654	265,919	293,372
	⑩ 納付金	229,507	217,467	210,183	226,457	217,510
	⑪ 保健事業費	7,906	8,357	9,539	9,062	14,431
	⑫ 【主な支出計(⑧+⑨+⑩+⑪)】	501,165	503,591	485,199	506,692	531,293
③-⑫=		▲ 45,601	▲ 32,224	18,702	6,625	▲ 8,818

⑨保険給付費⇒医療機関に支払う医療費や、傷病手当金などの現金給付

⑩納付金⇒後期高齢者医療制度や国民健康保険への支援金など

⑪保健事業費⇒人間ドック・インフルエンザ予防接種・健康づくり対策の補助や、特定保健指導など

## 最後に、令和8年度以降に予定されている主な制度改正等について

## ①子ども・子育て支援金率

令和8年度	0.23% (2.3/1000)	(確定)
令和9年度	※段階的に引上げ	
令和10年度	約0.4% (見込み)	令和11年度以降は、令和10年度規模と同等の見込み

## ②高額療養費の見直し

令和8年8月	月額上限の見直し(引上げ)	「年間上限」の導入 (多数回該当の金額は据え置き)
令和9年8月	所得区分の細分化 (現行の各区分を3区分に細分化)	

## ③入院時食事療養費の増額に伴う標準負担額の増額

令和6年6月	490円	(↓20円アップ)
令和7年4月	510円	
(令和8年度)	550円	(↓40円アップ)